

## ○東チモールにおける直接投票に係る物資協力の実施について

(平成11年6月22日)  
(閣議決定)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、東チモールにおける直接投票に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成11年度において、国際連合に対し、現在、インドネシア共和国で行われている国際連合東チモール・ミッション（UNAMET）の活動に協力するために必要なラジオ2,000台及びその輸送に必要な役務をそれぞれ予算の範囲内において無償で譲渡又は提供する。

### 説 明

1 東チモールにおいては、拡大自治提案を受け入れるか否かについて、東チモール人の民意を確認するための直接投票を8月8日に実施する予定であり、国際連合東チモール・ミッション（UNAMET）は、東チモールにおいて、自由公正な投票の実現のため、

め、広報活動を実施中である。

2 UNAMETは、放送による広報効果を高めるため、ラジオを配布することを計画しており、右配布用ラジオが必要となっている。

3 今般、国際連合から我が国に対し、UNAMETの広報活動に必要なとなるラジオの譲渡要請がなされたものである。